

お知らせ

募集や案内など、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

健康づくり課(はあとびあ内)	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
文化財室	32-0027
給食センター	32-2111

4月の町立図書館の

催しをお知らせします

○よちよちおはなし0・1・2

日時 4月4日(木)

午前10時～10時30分

対象 0・1・2歳児

※保護者同伴でお願いします

内容

絵本の読み聞かせ、紙芝居、わらべうた

参加費 無料

○おはなしたまてばい

日時 4月20日(土)

午後3時～3時30分

対象 3歳～小学校低学年

※幼児は保護者同伴でお願いします

内容 絵本の読み聞かせ



参加費 無料

※お問い合わせ先

町立図書館

☎ 32-0083

4月の子育て支援センターの

催しをお知らせします

○さくらんぼひろば

◆「春のおさんぽにでかけよう!」

日時 4月24日(水)

午前10時15分～11時30分

※10時5分までに集合場所にお集まりください。

集合場所 なびあす

対象 未就園児とその保護者

内容

消消暑まで散歩します。その後お昼ご飯を食べることもできますよ。

持ち物

日よけ帽子、水筒、ベビーカー等

申込期間

4月10日(水)～22日(月)

その他

・雨天時は、なびあす内のコミュニケーションルームで遊びます。

・町内の方のみ、弁当を申し込むことができます。料金は大人1人200円、先着30名です。

※お問い合わせ先

子育て支援センター

☎ 32-0192

4月から町役場の開庁時間が
午後5時15分までとなります

町では、平成20年度人事院勧告に基づき、平成25年4月1日から職員

の勤務時間を国家公務員、福井県職員に合わせて、1日8時間から7時間45分に変更します。

これに伴い、町役場の開庁時間を次のとおり変更しますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、開庁時間に間に合わない場合には、あらかじめご連絡をいただければ、できる限りの対応をさせていただきますので、窓口各課にお問い合わせください。

●4月からの開庁時間

午前8時30分～午後5時15分

※お問い合わせ先

・町総務課(担当・瀬戸)

☎ 32-6700





職場のトラブルでお困りの 労働者、事業主の皆様へ

～福井労働局からのお知らせ～

解雇、雇止め、退職勧奨、懲戒、退職、配置転換、出向、人事考課、労働条件の引き下げ、募集・採用、男女均等取り扱い、セクハラ、育児休業の不利益取り扱い、パートの均衡待遇、いじめ・嫌がらせ、損害賠償等、職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働局が解決のお手伝いをします。お気軽に次の相談コーナーへお電話ください。

- ① 福井労働局総合労働相談コーナー
福井春山合同庁舎内 14 階 ☎ 0776 - 22 - 3363
- ② 福井労働局雇用均等室
(男女雇用機会均等、育児休業不利益取り扱い、パート均衡待遇)
☎ 0776 - 22 - 3947
- ③ 敦賀総合労働相談コーナー
敦賀労働基準監督署内 ☎ 0770 - 22 - 0745

※ ①には、女性相談員とポルトガル語通訳がいます。
②には、女性相談員がいます。

福井労働局

検索

(<http://fukui-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)



(平成24年12月24日効力発生)
特定最低賃金が改正されました

- 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 …… 時間額 720円
- 繊維機械、金属加工機械製造業 …… 時間額 794円
- 電気機械器具製造業 …… 時間額 754円

(新設)

- 百貨店、総合スーパー …… 時間額 755円

※お問い合わせ先

敦賀労働基準監督署

☎ 22 - 0745

※「各種商品小売業最低賃金」は今年度改定がなく、時間額750円(平成23年12月24日発効)です。

※衣、食、住にわたる各種商品を一括して1事業所で小売する事業所のうち、従業員が常時50人未満の事業所は「各種商品小売業」に、常時50人以上の事業所は、新設の「百貨店、総合スーパー」に該当します。

世帯人員に変更があった場合は「下水道世帯人員変更届」の提出をお忘れなく



窓口

福井県美浜町

検索

(トップページから、「くらしの情報」の「上下水道」を選択してください)

☎ 32 - 1341

※提出先・お問い合わせ先

町上下水道課(担当:藤田)

「下水道世帯人員変更届出書」は、町上下水道課と町住民環境課窓口においてあるほか、町のホームページでも入手できます。

提出をお願いします。
一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算していますが、転入や転出、出生、死亡等により世帯人数に異動があった時は、町上下水道課へ「下水道世帯人員変更届出書」の提出が必要です。
また、単身赴任や進学、長期入院等の理由により美浜町に住民票を置いたまま町外に転出された時は、この届け出により減員することができず、ただし、減員となった方が世帯に戻られた時には、必ず増員の届け出をお願いします。

いじめで悩んでいませんか? ~いじめに関する相談窓口~

法務局職員や人権擁護委員は、いじめに関する相談を受けた場合、相談者の意向を尊重し、学校と連携を図る等して、いじめに悩む児童・生徒に対し、問題の解決や救済のための取り組みを行っています。

いじめで悩んでいる方は、次の相談窓口や最寄りの法務局へ相談してください。

～ 福井地方法務局・福井県人権擁護委員連合会 ～



- ① みんなの人権 110 番
(相談時間: 月曜日から金曜日の 8:30 ~ 17:15)
☎ 0570 - 003 - 110
- ② 子どもの人権 110 番
(相談時間: 月曜日から金曜日の 8:30 ~ 17:15)
☎ 0120 - 007 - 110 ※相談時間以外は留守電
- ③ 子どもの人権 SOS - e メール (24 時間受付)

法務省 SOSメール

検索

イベント情報

～福滋県境交流促進協議会からのお知らせ～

福滋県境交流促進協議会は嶺南6市町と滋賀県湖北・湖南の3市(米原市・長浜市・高島市)で構成される協議会です。協議会では、各市町間で連携・協力して、相互の魅力あるまちづくりを進めています。



長浜曳山まつり

開催日	イベント名	開催場所	お問い合わせ先	
4月1日(月) ～15日(月)	花換まつり	敦賀市(金崎宮)	(社)敦賀観光協会(平日)	☎ 0770 - 22 - 8167
			敦賀観光案内所(土日祝)	☎ 0770 - 21 - 8686
4月6日(土)	観音の里「春まつり」	長浜市(渡岸寺観音堂 [向源寺]境内)	奥びわ湖観光協会	☎ 0749 - 85 - 5557
4月13日(土) ～16日(火)	長浜曳山まつり	長浜市 (長浜市街地一帯)	長浜市観光振興課	☎ 0749 - 62 - 4111
4月下旬～5月上旬	総持寺の牡丹	長浜市(総持寺)	総持寺	☎ 0749 - 62 - 2543
4月28日(日)	上丹生チューリップまつり	米原市 (上丹生ふれあい広場)	上丹生プロジェクトK (代)吉田	☎ 0749 - 54 - 1928
4月下旬～5月初旬	ござんせフェスティバル2013 in きのこの森	おおい町(きのこの森)	(株)おおい	☎ 0770 - 77 - 2811

就職・退職される方へ ～ 国民健康保険・年金の切替手続きをお忘れなく ～



4月から就職・退職等により健康保険が変更となる方は切替手続きが必要です。変更後は、14日以内に手続きをしてください。

1 退職された方で国民健康保険(国保)へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	離脱証明書(資格等喪失連絡票)	社会保険等の資格を喪失した日や扶養等が確認できる書類
	年金証書	65歳未満で厚生年金や共済年金等の年金証書をお持ちの方

2 任意継続の保険資格を喪失された方で国民健康保険(国保)へ加入する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	任意継続の喪失証明書	任意継続喪失日の記載のある保険証、または保険者から発行される資格喪失通知書
	年金証書	65歳未満で厚生年金や共済年金等の年金証書をお持ちの方

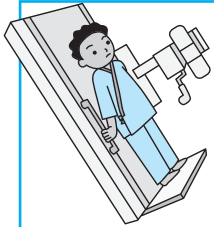
3 就職し、国民健康保険(国保)から離脱する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保・年金	国民健康保険証	就職された方及び被扶養者として認定された方すべての保険証が必要です。
	就職先の保険証	

4 大学や短大等へ進学するため町外へ転出するが、国民健康保険(国保)の加入継続を希望する場合

変更区分	手続きに必要なもの	
国保	国民健康保険証	学生用保険証を交付します。
	在学証明書または学生証の写し	

お問い合わせ先 町住民環境課(担当・大同、武田奈々) ☎32 - 6703



～ 美浜町国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ～

人間ドックの検診費用を助成します

1 助成対象となるドック 1日ドック、2日ドック、脳ドック

2 対象者と募集人数

区分	美浜町国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者
対象者	検診日当日、35歳以上の被保険者で国民健康保険税に滞納がない世帯の方	検診日当日、被保険者で町税及び後期高齢者医療保険料に滞納がない方
募集人数	各ドック20人	各ドック5人

3 助成額

原則として、県内の医療・検診機関で受診した基本料金の約2分の1です。ただし、交通費やオプション等による追加料金は対象となりません。なお、助成限度額は次のとおりです。

□助成限度額

性別	1日ドック		2日ドック		脳ドック	
	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額	一般的な検査料金	助成限度額
男性	43,050円	21,000円	65,730円	32,000円	44,100円	22,000円
女性	46,200円	23,000円				

4 申請手続き(助成までの流れ)

- ① 印鑑を持参し、町住民環境課窓口で申請書をお書きください。
- ▼
- ② 町から助成決定通知書を送付します。
- ▼
- ③ 検診機関にご自分で予約を取り、受診後に料金の全額を検診機関にお支払ください。
- ▼
- ④ 受診結果・問診票・領収書・助成金請求書を町住民環境課に提出してください。
- ▼
- ⑤ 指定口座に、助成金を振り込みます。

5 助成期間 平成25年4月～平成26年3月

6 注意事項

- ① 助成は、1日ドック・2日ドック・脳ドックのいずれか1つに限ります。
- ② 町が行う特定健診・長寿健診を受診する方は助成対象になりません。
- ③ 助成期間内に定員に達した場合は、募集を締め切ります。



お問い合わせ先 町住民環境課(担当・大同、武田奈々) ☎32-6703